

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年9月14日(2017.9.14)

【公表番号】特表2016-531665(P2016-531665A)

【公表日】平成28年10月13日(2016.10.13)

【年通号数】公開・登録公報2016-059

【出願番号】特願2016-533273(P2016-533273)

【国際特許分類】

A 6 1 M 16/06 (2006.01)

A 6 2 B 18/02 (2006.01)

A 6 2 B 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 16/06 Z

A 6 1 M 16/06 A

A 6 2 B 18/02 Z

A 6 2 B 7/02

【手続補正書】

【提出日】平成29年8月3日(2017.8.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

陽圧呼吸療法を提供するために使用されるインターフェースであって、

マスクシールおよびマスクシェルを備えるマスクアセンブリであって、使用者の顔面に前記使用者の鼻および口を覆って配置されるように構成され、前記マスクシェルが、中心部分と前記中心部分の後方に弧を描いて延びる一対のウイングとを備え、前記中心部分において前記マスクシェルにコネクタ用の開口部が形成され、前記マスクシールが前記マスクシェルに接続され、前記マスクシールが下方部分および上方部分を備え、少なくとも1つの鼻開口部が前記上方部分に配置され、少なくとも1つの口開口部が、前記下方部分の、前記コネクタ用の前記開口部の反対側に配置され、前記マスクアセンブリが、前記上方部分および前記下方部分の移動を分離する1つまたは複数の機構を備え、それらの間の、前記マスクシールの前後方向に延在している長手方向軸に実質的に垂直に延在する横方向軸を少なくとも中心とする相対移動を可能にし、前記マスクシールの前記上方部分が、第1パドル、第2パドル、および前記第1パドルと前記第2パドルとの間に配置されている上方支持面を有する鼻領域を備え、それにより、前記第1パドル、前記上方支持面および前記第2パドルによって上方に開放した谷部が画定され、前記少なくとも1つの鼻開口部の少なくとも一部が、前記谷部内の前記上方支持面の上に配置され、前記谷部は前記使用者の露出した鼻尖を提供するように構成されている、マスクアセンブリと、

前記マスクアセンブリに結合されたフレームアセンブリであって、ヘッドギアと接続されるように構成されたフレームアセンブリと、

前記マスクシールの前記上方部分の前記マスクシールの前記下方部分に対する前記移動を制限する移動制限装置と、
を具備するインターフェース。

【請求項2】

前記移動制限装置が、ラチェットアセンブリ、カウルおよびテザーのうちの1つを含む

、請求項 1 に記載のインターフェース。

【請求項 3】

前記移動制限装置が、前記マスクアセンブリの一方または両方の横方向側部に位置する部分を備える、請求項 1 又は 2 に記載のインターフェース。

【請求項 4】

前記移動制限装置が、前記フレームアセンブリの一方または両方の横方向側部に位置する部分を備える、請求項 1 又は 2 に記載のインターフェース。

【請求項 5】

前記少なくとも 1 つの鼻開口部が、前記使用者の鼻孔と係合するように構成された少なくとも 1 つの鼻要素を備える、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載のインターフェース。

【請求項 6】

前記少なくとも 1 つの鼻要素が、前記使用者の前記鼻孔のそれぞれ 1 つと封止係合する一対の鼻ピローを備える、請求項 5 に記載のインターフェース。

【請求項 7】

前記分離機構が、互いに向かって及び互いから離れるように移動可能な、下壁部分の真上に配置された上壁部分を備える、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載のインターフェース。

【請求項 8】

前記上壁部分および前記下壁部分が、V 字型断面を画定するように概して直線状である、請求項 7 に記載のインターフェース。

【請求項 9】

前記上壁部分および前記下壁部分のうちの少なくとも一方が湾曲形状の断面を有する、請求項 7 に記載のインターフェース。

【請求項 10】

前記分離機構が、互いに対して角度をなして配置される第 1 壁部分および第 2 壁部分を備える、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載のインターフェース。

【請求項 11】

前記第 1 壁部分および前記第 2 壁部分が、協働して L 字型断面を画定している、請求項 10 に記載のインターフェース。

【請求項 12】

前記第 2 壁部分と前記分離機構に隣接する前記マスクシールの壁の一部との間に湾曲壁部分をさらに具備する、請求項 11 に記載のインターフェース。

【請求項 13】

前記分離機構が、少なくとも、前記マスクアセンブリの側面と使用者に面する面との間の遷移部まで延在している、請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載のインターフェース。

【請求項 14】

前記分離機構が、前記遷移部にまたはその近くに反転点を画定している、請求項 13 に記載のインターフェース。

【請求項 15】

前記分離機構が波形構成を含む、請求項 1 ~ 14 のいずれか一項に記載のインターフェース。